海渡雄一弁護士講演会

日本の原発裁判 と問題 現状

日 時 2016年9月2日(金)

午後6時30分~8時30分

場 所 青森市民ホール 1階 会議室(1) 青森駅隣 電話017-722-3770

入場無料



2016年4月6日、川内原発1・2号機の周辺住民が、九州電力に対して再稼働差し止めを求めていた 仮処分申立の即時抗告審で福岡高裁宮崎支部は、約1年に及んだ審理の末に、住民らの抗告を棄却しま した。この決定に先立つ3月9日、大津地裁が、原子力規制委員会の策定した規<mark>制基準は不合理だとして</mark> 関西電力高浜原発3・4号機の運転差し止め仮処分決定を下し、司法判断によって運転中の原発が停止 したばかりでした。このため原告団・弁護団は審理の経過に手ごたえを感じ、結論に期待もしていまし た。ところが、裁判所は放射線被曝についても、火山活動についても社会通念というわけのわからない ものを根拠として、住民の請求を否定したのです。こんな<mark>ひどい論理があるでしょうか。この</mark>決定の誤っ た論理を徹底的に追及し、確実に正していくことが必要です。 全国各地の原発裁判に関わり、市民と 司法の力で原発を核燃を止めようとしている海渡弁護士が、『日本の原発裁判の現状と問題点』を話し ます。海渡弁護士は、「裁判官は自然の警告に<mark>耳を傾け、福島原発事故という悲劇を経験した日本の司</mark> 法の良心にもとづく、揺るぎない判決を下されなければならない」と訴えています。

多数の講演会への参加をお待ちしております。

お知らせ

裁判 2016年9月2日(金)午後1時15分 青森地方裁判所

核燃サイクル阻止 1万人訴訟原告団総会 日時 2016年9月3日(日)午前9時30分~ 場所 青森市民ホール 会員、皆様の参加をお願いします

主催・連絡先

核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9 浅石法律事務所内

• Fax: 0178-47-2321

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ (http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/)